

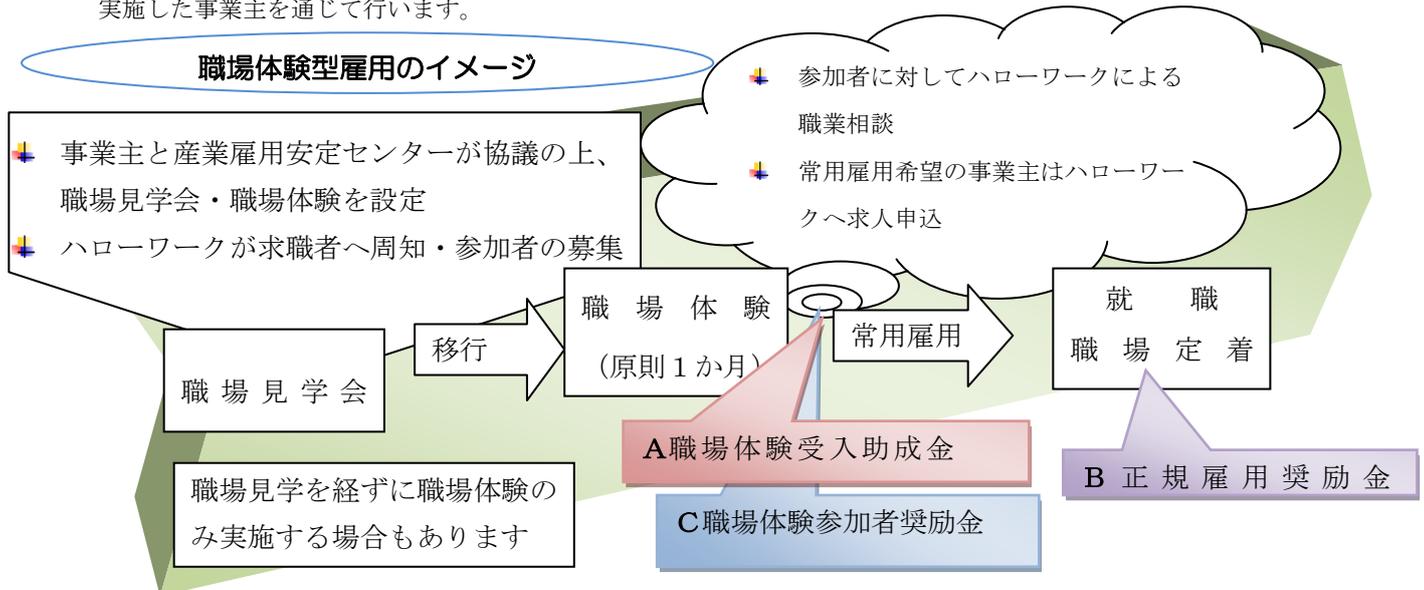
## 職場体験の概要

職場体験を実施した事業主は、実施後一定の要件を満たすと基金に助成金・奨励金の申請を行うことができます。

A 職場体験受入助成金 B 正規雇用奨励金（職場体験型）※1 C 職場体験参加者奨励金※2

※1 基金事業には別に「正規雇用奨励金（実習型）」があります。そちらの奨励金については「実習型雇用支援事業のご案内」パンフレットをご参照ください。ただし、職場体験受入助成金の対象となった求職者の方を実習型雇用で雇用した場合には、実習型雇用支援事業の各奨励金・助成金は支給されません。

※2 当該奨励金は、参加者に所定の要件を満たした上で直接支払われる奨励金ですが、支給申請書の提出は職場体験を実施した事業主を通じて行います。



本事業に係る職場体験者の受入可能事業主は、産業雇用安定センターと連携の上職場体験を実施していただきます。職場体験の内容は、事業所に就職した場合に実際に従事することとなる業務を体験できるものとします。

職場体験参加希望者の募集は、産業雇用安定センターが事業主と受入条件等の調整を行い、職場体験情報をハローワークに周知してハローワークが行います。

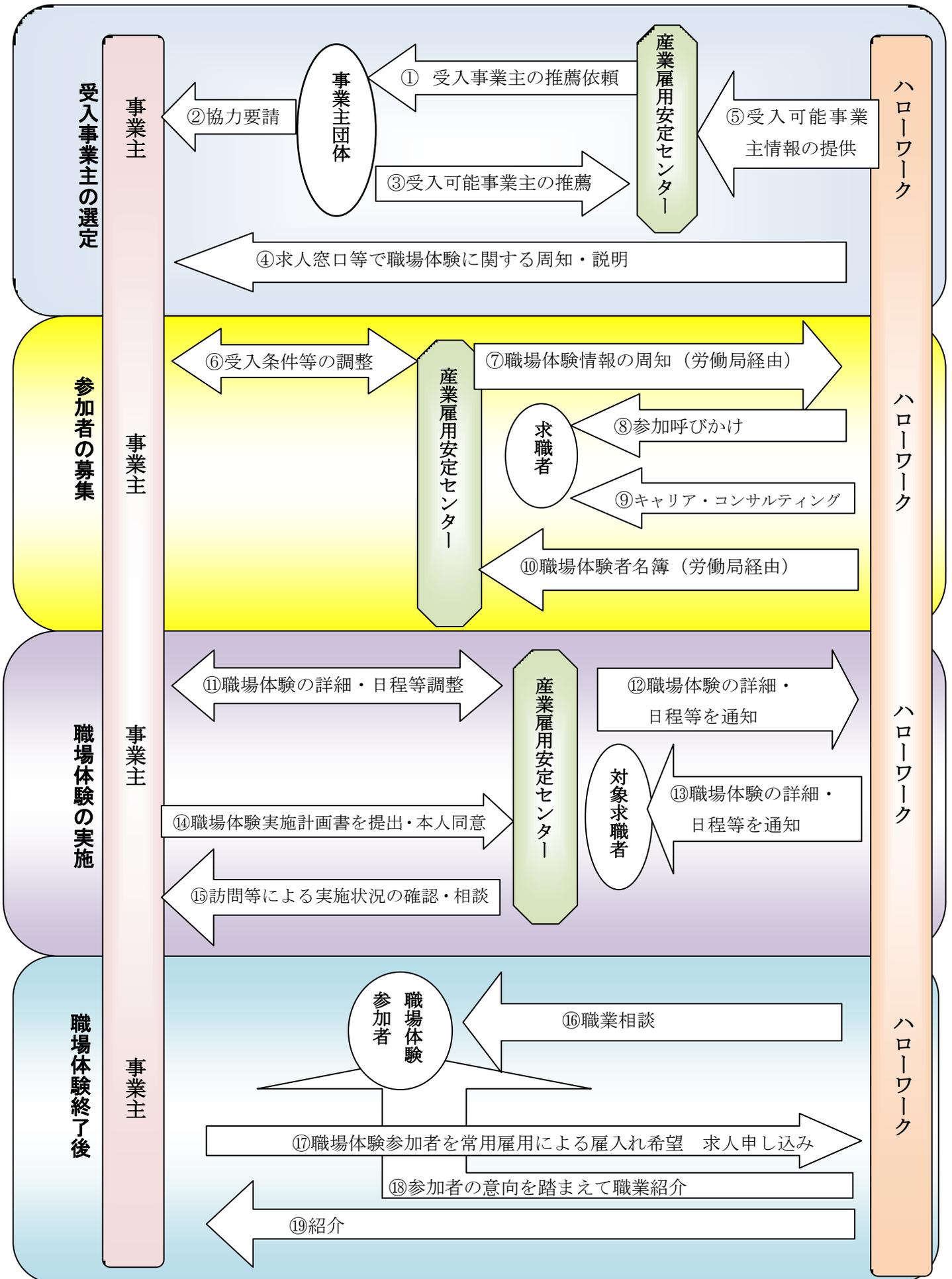
職場体験の実施に当たって事業主は、事前に産業雇用安定センターと協議しながら原則1か月、1日の職場体験時間は受入事業所の所定労働時間とし、原則1日8時間を超えない職場体験の具体的な日程等を設定していただきます。そして参加者の同意を得た上で速やかに「職場体験実施計画書」を産業雇用安定センターへ提出していただきます。産業雇用安定センターは、職場体験の実施状況を把握するため、積極的に事業所訪問等を行うとともに、受入事業主及び参加者からの職場体験に係る相談等について対応いたします。

職場体験終了後に参加者の常用雇用による雇入れを希望する受入事業主は、ハローワークに求人を申し込んでいただき、ハローワークからの紹介を受けていただきます。

職場体験は、希望する分野について十分な技能及び経験を有しない求職者を職場体験により受入れ職場体験を通じて求職者及び事業主の相互理解を促進し、当該求職者の安定的な就業の場が確保されるよう、その後の雇入れの促進を図るものです。事業主におかれましては、本事業の趣旨を十分ご理解いただき職場体験の実施をお願いいたします。

ただし、職場体験後、必ず雇入れの義務が受入事業主に生じるものではありません。

# 職場体験の流れ図



# 職場体験受入助成金

## 概要

職場体験（原則1か月）を実施し、対象者を受入れた事業主に対して、その実施日数に応じて受入人数1人当たり最大で10万円が支給されます。

## 支給対象となる事業主

本助成金の支給対象となるには、次の要件をすべて満たす必要があります。

（※要件の詳細な内容はP6～7をご覧ください。）

- 本事業に係る職場体験を実施した事業主であること。
- 事前に雇用予約がないこと。
- 雇用保険の適用事業主であること。
- 事業主の都合により解雇等（退職勧奨を含みます。）をしたことがないこと。
- 特定受給資格者となる離職者が一定数（3人を超えかつ被保険者数の6%を超える数）でないこと。
- 過去3年間に対象者を雇用したことがないこと。
- 対象者を雇用していた事業主が関連事業主でないこと。
- 労働保険料の滞納がないこと。
- 不正行為により不支給措置を受けたことがないこと。
- 労働関係法令を遵守し適正な雇用管理を行っている等助成金を支給することが適切な事業主であること。

## 支給額

職場体験を実施した日数に応じて、受入人数1人当たり次の金額が支給されます。

職場体験実施日数	支給額
5日以上 8日以下	2万円
9日以上12日以下	5万円
13日以上16日以下	8万円
17日以上	10万円

## 申請手続

### 申請期限

職場体験を終了した日の翌日から起算して1か月以内

（ただし、天災その他当該期間に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ日の翌日から起算して1か月内となります。この場合は、当該理由を記した書面を添えて提出してください。）